

第1回「共働事業提案制度検討部会」議事録要旨

1. 開催日時

平成19年7月2日（月）10:00～12:00

2. 場 所

福岡市役所15階 第2特別会議室

3. 議 題

- (1) 開 会
- (2) 委員紹介
- (3) 運営要綱・傍聴要綱の制定
- (4) 会長・副会長の選出
- (5) 審 議 等
- (6) 閉 会

4. 出席委員

加留部委員、白川委員、十時委員、森委員、森田委員、山崎委員、吉田委員

5. 傍聴者数

2名

6. 議事概要

- (1) 「コミュニティ推進部長あいさつ」「委員自己紹介」「事務局職員紹介」「資料確認」の後、事務局より資料1に基づき、本部会の運営要綱（案）及び傍聴要綱（案）を説明。
- (2) 部会長・副部会長の選出について
委員の互選と指名により、部会長に森田委員、副部会長に山崎委員を選出。
- (3) 検討事項について
検討部会の進め方について事務局としては、第1回は論点の確認・抽出、第2回は論点の検討、第3回は報告書内容の検討・決定とし、10月に開催予定の審議会への報告に向けて、9月までに3～4回の開催を考えている旨説明。
資料2及び3に基づき、共働事業提案制度イメージ及び検討項目について事務局の考え方を提示。
- (4) 意見交換
(部会長) 事務局の考え方に対し、本日は自由に意見交換しながら制度に関する論点を確認していくことにする。
(委 員) NPOからの提案で市の担当部局が明確でない事業を市は受けることができるのか。一番困惑するのは職員ではないか。共働について職員の反応はどうか。
(事務局) 共働を経験した職員からは、NPOとの共働のメリットとして事業目的が合えば職員で考えつかないようなことができたとの意見がある。ただし行政への提出書類などのルールについてはNPOの理解は得られにくい状況。また、共働の経験がない部署はNPOを受け入れにくい土壌にあるのが現状。

- (委員) 提案対象者に自治協も含むのか。
- (事務局) 最終的にはNPOや自治協などの市民公益活動団体を考えているが、スタート時から含むかどうか検討していただきたい。
- (部会長) 横浜市は、平成18年度に提案制度に基づいて事業を14事業実施しているが、市テーマか自由テーマか。
- (事務局) 横浜市の制度は自由テーマのみ。提案が出た時点で主たる担当課を必ず決めている。
- (委員) 行政がテーマを決めて募集するか、市民ニーズによる自由提案を受け入れるかは大きな違いがあるので、テーマの出し方は重要である。行政が課題と感じてから検討しはじめてテーマを出すまでに時間を要し、課題解決の時期を逸する可能性がある一方で、NPOからの提案は市民ニーズを早めに捉えており、火災報知器のような第一報的な感覚がある。そのような提案を受け入れることに行政はとまどうと思うが、だからこそ役所が変わるきっかけになり、改革につながると思う。
- (委員) NPOからの提案がその団体の通常の活動ではなく、新しい発想の事業であることを見極めないと、市民から見れば単なるNPO団体の活動支援の制度になってしまう。
- (委員) 市が課題を掘り起こしてテーマを選定し、具体的なプランをNPOに提案してもらう方が担当課や予算の問題もスムーズに行く。自由提案の場合でも基本的な分野等を市が示した方が良いのではないか。
- (委員) 自由テーマにすると行政では対応できないものがある。また、このイメージ案のようにNPOの提案から1年後の事業実施では遅すぎるように感じる。さらに、そもそも、この制度で実施する事業は行政の事業なのか、NPOの事業なのか、はっきりしておく必要がある。それによって補助金事業か、委託事業が変わってくると思う。NPOに経費負担が生じるのであれば、そのことについて説明責任がある。やればやるほどNPOが赤字になるのでは、活動が続かない。制度究極の目標は市民サービスの向上で、職員の意識改革はその先にあるのではないか。
- (委員) 目的の一番目は市民の視点による新たな価値の創出ではないか。共働で理解し合えるまでに1年はかかる。NPOと事業課をつなぐ仕組みが必要。
- (部会長) 行政の目標と本当の市民ニーズが合っているのかどうか。行政の課題の解決の目的と、NPOの提案が一致して事業が成立すれば、市民ニーズに応えるしくみとして成立する。この制度で役所の事業を見直してもらい、職員が市民ニーズは何かを考える機会と捉えてはどうか。
- (委員) 行政の役割分担として、広報や場所の確保なら簡単だが、それ以上になると相当高度な共働と言える。仲介の仕組みが必要ではないか。
- (委員) 仲介役のアドバイザーとして誰が担うかと考えると、NPOを入れると民側、NPO・ボランティアセンターが入れば行政側となり、中立の立場の人がいない。
- (委員) アドバイザー自体も一人ではできないだろう。アドバイザーの意見交換、ディスカッションも必要。これも訓練だと思う。

- (事務局)初年度は中間支援団体やファシリテーターで対応し、将来は職員研修を経た後、職員がアドバイザーとしてのノウハウを持ち、担えればと考える。
- (委員)事業の継続、複数年の提案も可能にした方が良い。また、事業費にはNPOの person 費を含む方向で考えるべき。応分の負担については、NPOの負担能力に対応することから、応募資格にはNPOの事業規模がわかるようにした方がよい。普通、NPOは単独活動が多いが、この制度では複数のNPOが組んで共同提案を行うことも可能にするのがいいと思う。これは、NPOのネットワーク強化に繋がる。
- (委員)他都市制度の場合、NPOの person 費はどう取り扱っているか。
- (委員)A自治体では事業に係る person 費と管理費を認めている。複数NPOからの提案も可能としている。ただし、複数年の事業継続は約束ができない。アドバイザーは職員が担っている。このイメージ案では協定書を結び、応分の負担ということであるが、行政の仕事でもあり、NPOの仕事でもあるという事業が、存在するのか。
- (委員)行政の事業をNPOにしてもらうという発想ではなく、新たな公共の仕事の仕方として、事業と一緒にやるということを意識したい。制度導入による住民、行政、NPOそれぞれのメリットとしてはどう考えるか。
- (委員)住民に対してはサービス向上が図れること、行政側のメリットは新たな行政課題に気づくこと、NPO側のメリットは自分たちの活動が広がり、活性化に繋がること。
- (委員)行政がやるべき事を民に協力してもらうことが委託。民がやることを行政が支援することが補助。お互い事業費を負担しながら一緒に運営しているという姿でいくなら、委託でも補助でもない、新しいシステムを構築しなければいけない。
- (委員)自治協の場合で考えると、効果があるものには応分の負担もありえる。NPOもミッションを達成するものであると考えれば応分の負担も考えられる。
- (委員)費用を負担しあい、成果も双方で分担するのであればよいと思うが、NPOは経済的に弱小なので何らかの配慮が必要である。
- (委員)制度の目的が一番大事。総花的な事業選択ではなく、今の時代に求められている事業を選択して実施する必要がある。
- (委員)市民サービスの向上を根本的な制度理念として押さえる必要がある。NPOと行政の互いの専門性を結合して組み合わせて質の高い社会サービスの提供する仕組みと考えてはどうか。
- (部会長)次回は、本日の意見を整理し、論点を絞り込んだ状態で議論し決定していく。

7. 今後の検討部会の日程について

第2回、第3回の日程を8月17日(金)と9月7日(金)の14時から開催することとした。

以上